

## 第5章 原子力災害対策

### 第1 基本方針

本町には原子力施設が存在せず、また、宮城県地域防災計画原子力災害対策編による「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」（原子力施設から概ね30km圏）に定める地域にも、本町の地域は含まれていない。

このことから国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、町は、同時に町民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、東日本大震災を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、遠く離れた本町においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となったことから、原子力災害への対応について想定する。

#### ※原子力緊急事態：

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。（原子力災害対策特別措置法（平成11年12月法律第156号）第二条）

### 第2 情報の収集・伝達

#### 1 情報の収集・連絡

国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合、本町に影響を及ぼすかどうかは、事故の規模や気象状況等を勘案する必要があるとあり、状況に応じた対策活動を実施できるよう、警戒段階からの情報収集が非常に重要となる。

放射性物質や放射線が町に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、町は、宮城県防災行政無線等による県からの情報提供を受けるとともに、あぶくま消防本部、警察署及び防災関係機関との情報収集及び連絡を密に行う。

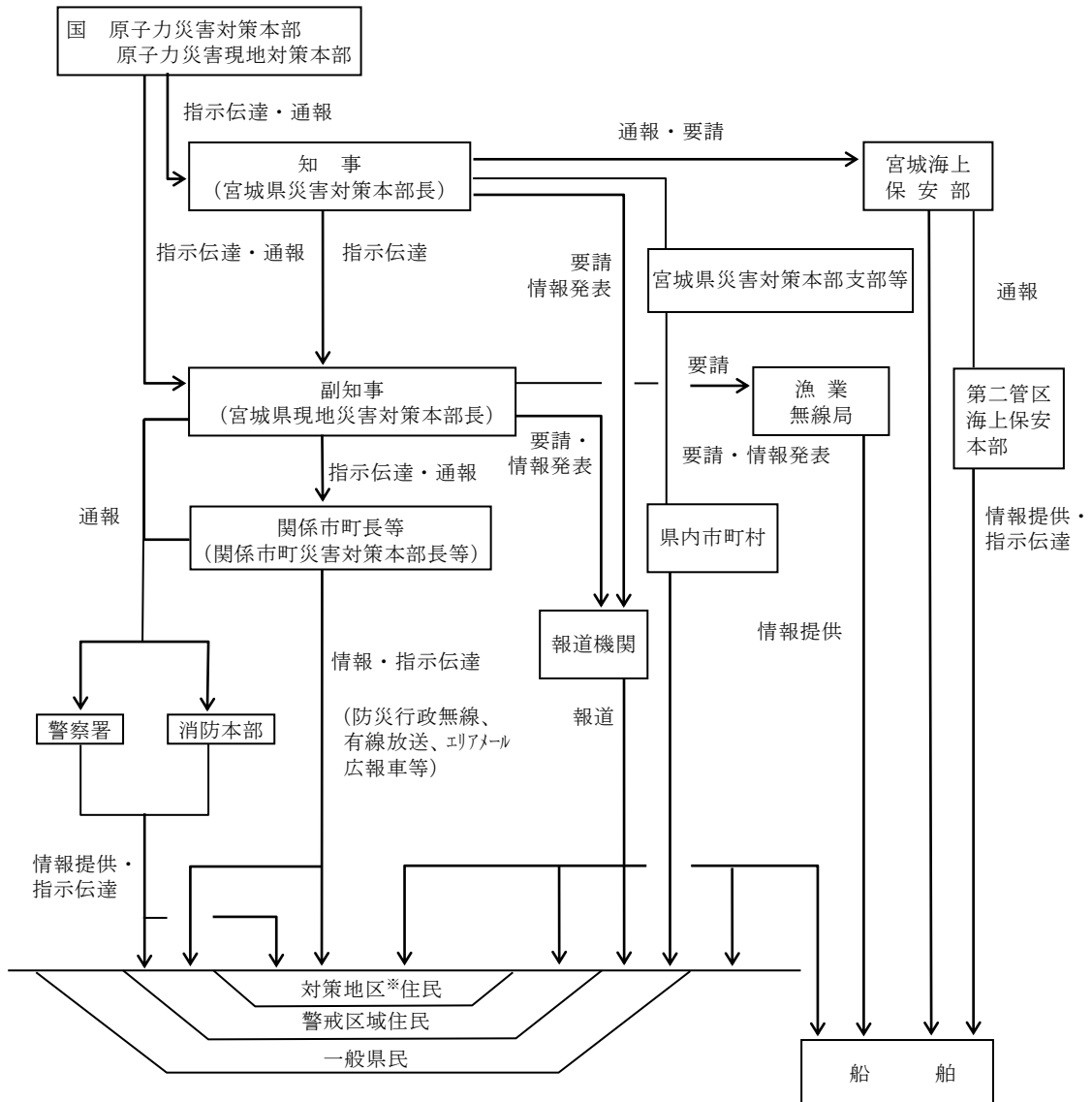
#### 2 住民への的確な情報伝達

町は、住民等に対し、防災行政無線、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。

なお、災害対策基本法第68条に基づき、必要な場合には知事に対し応援を要請する。

#### 3 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、県等と連携し、必要に応じて放射線・放射能に関する相談や、食品の放射性物質測定結果等に関する住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。



※この図において、緊急事態応急対策実施区域又は第7節第2項に係る防護対策地区を指す

住民に対する広報及び指示伝達系統図

出典：宮城県地域防災計画原子力災害対策編 第3章第5節

### 第3 防災業務関係者の安全確保

町は、県と連携し、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行う。また、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

※防災業務関係者とは、具体的には以下の活動を実施する者のことである。

○原子力災害時に、オフサイト（原子力施設の周辺地域）で、緊急事態応急対策に従事する国及び自治体の職員（実動組織を除く。）及び民間事業者

出典：「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書」（平成28年1月5日）

#### 第4 屋内退避、避難収容等の防護活動

町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避若しくは避難に関する指示があった場合や、放射線量等の測定の結果、「原子力災害対策指針」(原子力規制委員会 令和元年7月改正)による「OIL と防護措置について」に達する放射性物質による汚染地域を確認した場合、県と連携し、防護措置の必要性について速やかに住民に対し広報を行う。

また、他の被災市町から当該市町の区域を越えて本町域内に避難を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力する。

#### 第5 飲料水、飲食物の摂取制限等

町は、「原子力災害対策指針」(原子力規制委員会 令和元年7月改正)による「OIL と防護措置について」による飲食物摂取制限(OIL6)に従い、県を通じて必要な情報収集に努め、水道水及び農作物から基準値を超える測定結果が示された場合には、県と協議し、出荷・摂取制限等の必要な措置を講じる。

また、町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、県と協力して町民への応急措置を講ずるものとする。

OIL と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

出典：「原子力災害対策指針」(令和元年7月改正) 「OIL と防護措置について」

第6 広報活動

1 迅速・的確な広報の実施

町は、住民に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、定期的な情報提供に努める。

また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、流言飛語(デマ)防止への注意の呼びかけも行う。

広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が沈静化した段階に分けて行うこととする。

【災害直後の段階】

- ・被害状況の概要
- ・避難及び屋内退避の必要性の有無
- ・飲食物の摂取制限の必要性の有無
- ・パニック防止、流言飛語（デマ）情報への注意の呼びかけ
- ・町の活動体制、応急対策実施状況に関すること  
（本部の設置、相談窓口の設置、交通規制情報、他市町からの受入情報など）
- ・町内の放射性物質及び放射線量測定情報
- ・その他必要な情報

【災害が沈静化した段階】

- ・町内の放射性物質及び放射線量測定情報
- ・被害状況及び応急対策実施状況に関すること。
- ・風評被害防止のための情報
- ・その他必要な情報

## 2 風評被害等の影響の軽減

町は、県及び関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の安全性のPR及び適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

## 第7 放射性物質の除去

町が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、町域で、その原因となっている箇所の特定制及び周辺環境への影響を把握するための測定を実施し、その結果に基づき、立入制限等の措置を講じるとともに、町は、県と連携し、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）」等を参考に、放射性物質の除去計画を策定し実施する。

## 第8 心身の健康相談体制

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、必要に応じて県とともに、住民に対する心身の健康に関する相談及び内部被ばく線量を検査するための体制の整備に努める。

## 第9 他市町村からの避難の受入れ

「宮城県避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」では、原子力発電所から概ね30km圏内のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を含む関係市町の圏外への避難先の割り振りを定めており、本町は東松島市から避難者を受け入れることとされている。

町は、「原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定」に基づき、東松島市と受入れに関する体制や手続き等について協議し、具体的に定めておく。